

児童扶養手当制度等

福祉課

※児童扶養手当制度

◆対象者

離婚等により父と別生計の児童（18歳に達する日後の最初の3月31日までの間にある者）を養育している母、または養育者等。父が障害者の場合には「ご相談ください」。

※平成10年8月から未婚の母子の人で、児童が父親に認知を受けた場合も、支給対象となりました。

◆手当の認定請求期間

離婚等支給要件該当日から5年間。手続もれの場合には正

当な理由を除き、請求権がなくなりしますのでご注意ください。（昭和60年7月31日までの該当者には適用されません）

※特別児童扶養手当制度

◆対象者

20歳未満の障害児を養育している父母、または養育者。

※平成12年7月31日現在の受給者（支給停止も含む）は、9月8日（金）までに現況届をお忘れなく。

◆問い合わせ

社会福祉係 ☎11557

福祉医療の申請（更新）手続はお済みですか

福祉課

◆福祉医療費助成制度

①「重度心身障害者」医療費助成制度

●身体障害者手帳1～3級所持者

●障害基礎年金1級受給者

●療育手帳A所持者

●精神保健手帳1級所持者

※本人の所得制限有り

②「乳幼児」医療費助成制度

●3歳未満児・歯科及び入院については 義務教育就学前児

※対象児童の父母の市民税所得割額が82、300円

以下の世帯（特別減税前の額）

③「母子家庭」医療費助成制度

●母子家庭の母及び児童

●父母のいない児童

※市民税所得割額が非課税の世帯

◆手続・問い合わせ

障害福祉係 ☎11555

敬老祝金支給方法の改正について

福祉課

高齢者の長寿をお祝いするための敬老祝金制度は、昭和47年に施行されて今日に至っておりますが、高齢化が進み支給対象者が年々増加傾向にあり、県内のほとんどの市で傘寿、米寿、白寿等の節目支給になっていること等の理由により、今年から左表のとおり節目支給に変わりました。

改正前		改正後	
支給対象年齢	支給額	支給対象年齢	支給額
80歳～89歳	7,000円	80歳（大正9年1月2日～大正10年1月1日生）	10,000円
		88歳（明治45年1月2日～大正2年1月1日生）	20,000円
90歳以上	10,000円	99歳（明治34年1月2日～明治35年1月1日生）	30,000円
		100歳以上（明治34年1月1日生以前）	50,000円

◆問い合わせ 介護保険係 ☎1158

シリーズ 介護保険

在宅介護支援センターについて



問 市内には、在宅介護支援センターが何箇所あるのですか。またどのようなことをしているのでしょうか。

答

7月1日に「長門市社会福祉協議会在宅介護支援センター」が新たに開設され、「在宅介護支援センター恵光苑」、「在宅介護支援センターゆもと苑」とで3箇所となります。

在宅介護支援センターでは、介護保険対象外者に対する支援（保健福祉サービスの代行申請など）、高齢者の実態把握や相談、福祉用具の展示・紹介などを行っています。

介護福祉士・看護婦などの専門的な知識をもっている職員が対応しますので、生活や介護等で困ったことがあれば

気軽にご相談ください。（担当区域を左表のとおり決めています。ご確認いただきまして、担当区域の在宅介護支援センターにご相談ください）

■在宅介護支援センター一覧

名称	担当地区
在宅介護支援センター恵光苑 緑ヶ丘区 tel 22-8970 平成5年度設置	仙崎地区の全区 東深川地区の一部（田屋区・駅前区・湊全区・鉄道区・中山区・緑ヶ丘区・藤中区） 洪水地区の全区
在宅介護支援センターゆもと苑 小河内区 tel 22-7003 平成10年度設置	西深川地区の全区 深川本地区の全区 藤山地区の全区 東深川地区の一部（江良区・正明市1～5区・上郷区・下郷区）
長門市社会福祉協議会在宅介護支援センター 正明市4区 tel 22-8555 平成12年度設置	通地区の全区

◆問い合わせ

介護保険制度に関すること
福祉課介護保険係
☎1158

保険料の納付に関すること
市民課国保医療係
☎1130

見直そう！水の尊さ 大切さ

水は限られた資源です。大切に使いましょう

水道課